

スラッシュアップシリーズ 1

「公的年金」

在職定時改定の
内容と留意点

2020年の年金制度改正法により、2022年4月から、65歳以上の在職者を対象として「在職定時改定」制度が導入されました。この制度の内容について、また、在職定時改定が行われることによりどのような影響が生じることとなるか、取り上げたいと思います。



社会保険労務士
田邊 幸代 (たなべ ゆきよ)

プロフィール
金融機関等の勤務を経て、社会保険労務士となる。年金事務所、年金相談センター、金融機関などでの年金相談や、メンタルヘルス関連の相談に携わる。1級DCプランナー、メンタルヘルスマネジメントⅠ種・Ⅱ種、2級FP技能士。

1. 年金額の改定とは

年金の受給権が発生した後も厚生年金に加入しながら働く（以後「在職」という）と、当然ながら、厚生年金被保険者期間（以後「厚生年金期間」という）が増えます。受給権発生時に一度決定された年金額に、追加で厚生年金期間を加えて年金額に反映させることを年金額の改定といいます。この改定のしくみが今般見直されました。

2. 改正前の65歳以上の年金額改定

改正前は、65歳以降に在職し続け厚生年金の保険料を毎月納めていても、65歳以上の受給者の年金額が増額するのは、原則としてその受給者が「退職したとき」または「70歳になったとき」のいずれかの時点でした。つまり、65歳以降70歳まで在職し続けた場合、65歳以降の厚生年金の加入実績分が年金額に反映されるのは、70歳になってからであり、この5年間は、毎月保険料を納めていても、その間に受け取る年金額が増えることはありませんでした。

3. 2022年度からの在職定時改定

改正で、65歳以降も在職している場合の年金額改定ルールが見直されま

した。就労を継続したことの効果を、退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給者の経済基盤の充実を図るという観点から、在職中であっても、年1回、一定の時期に年金額を改定する「在職定時改定制度」が導入されました。これにより、改正前よりも早いタイミングで年金額が増額改定されます。

具体的には、65歳以上の年金受給者が基準日（毎年9月1日）において在職している場合、前年9月から当年8月までの厚生年金期間を算入し年金額の改定が行われ、10月分の年金から改定されることとなります。例えば、65歳以降に標準報酬月額20万円で1年間在職する場合、在職定時改定が行われると老齢厚生年金が年1万3,000円ほど増額します。65歳以降70歳まで標準報酬月額20万円で在職する場合は、改正前までは70歳になるまで年金額が増えることはありませんでしたが、在職定時改定の導入により、毎年約1万3,000円ずつ年金額が増額し、厚生年金の加入実績がこれまでよりも早期に年金額に反映されることになりました。

法施行時点ですでに65歳を超えている在職中の受給者の年金額について

は、2022年のはじめての在職定時改定で、これまで年金額に反映されていない厚生年金期間が一括して年金額に反映されます。例えば、65歳以降も在職しており2022年9月で67歳になる受給者の場合だと、はじめての在職定時改定時に24カ月分の厚生年金期間が算入され、2022年10月分から年金額が改定されます。その後もさらに在職すれば、12カ月分の在職定時改定が、2023年10月分から行われることとなります。

なお、在職定時改定の対象は、65歳以上70歳未満の者に限ることとされているため、65歳未満の人（繰上げ老齢厚生年金の受給権者を含む）には適用されません。

4. 加給年金・振替加算への影響

在職定時改定により年金の計算の基礎となる厚生年金期間の追加が行われ、厚生年金期間が20年以上になると、加給年金・振替加算が、加算開始または不該当となるケースがあります（ここでは、夫が妻を生計維持しているものとします）。

【加給年金・振替加算が早期に加算されるケース】

（改正前：図1）

夫の年金額は、退職時または70歳

図1. 加給年金・振替加算が加算されるケース（改正前）

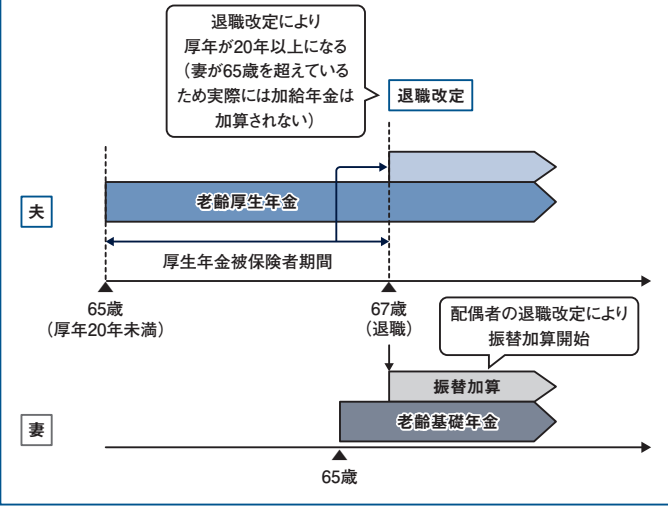


図2. 加給年金・振替加算が早期に加算されるケース（改正後）

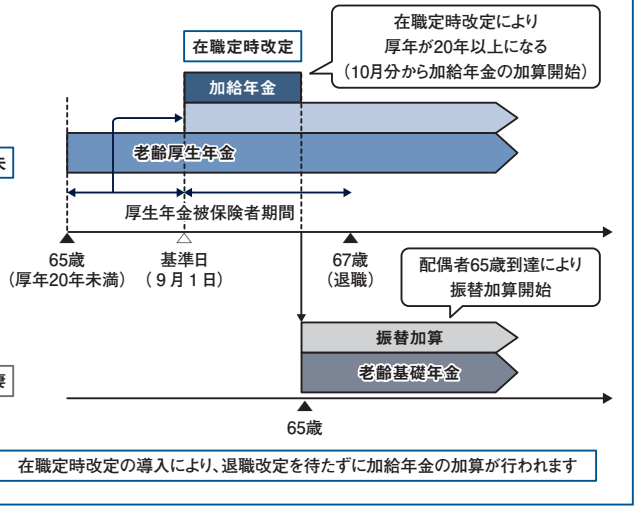


図3. 振替加算が不該当となるケース（改正前）

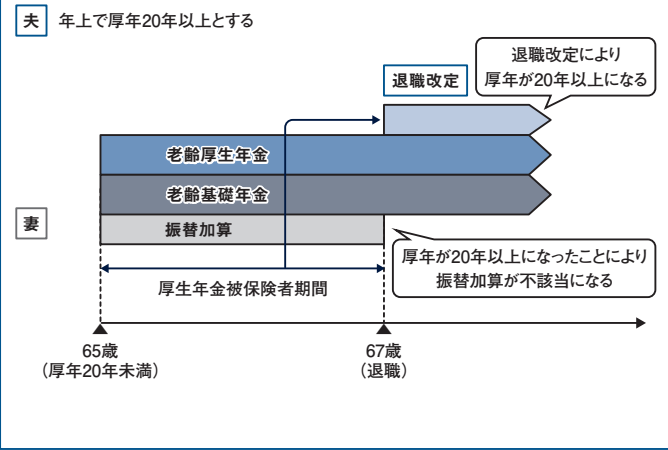
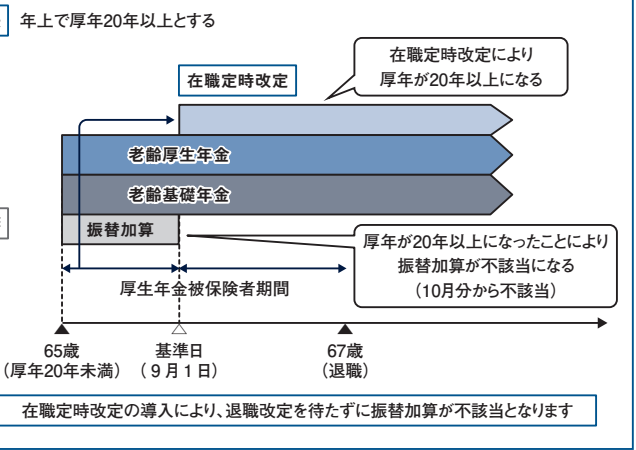


図4. 振替加算が早期に不該当となるケース（改正後）



到達時どちらかのタイミングでのみ改定が行われていたため、夫の加給年金の加算や妻の振替加算は、夫の年金額改定後の開始となっていました。つまり、65歳以降も在職し実際の厚生年金の加入期間が20年となっても、年金額の改定が行われるまでは、夫は65歳時点での老齢厚生年金（厚生年金期間20年未満）を受給中であるということから、加給年金の加算開始事由には該当せず加算も行われませんでした。

（改正後：図2）

在職定時改定の導入により、夫の厚生年金加入が20年以上となったあとに到来する10月分から、改正前よりも早期に夫の老齢厚生年金の厚生年金期間が「20年以上」に改定されます。

これにより、退職や70歳到達を待たずに夫に新たに加給年金が加算されます。また、妻に改正前よりも早期に振替加算が加算されることになります。

【振替加算が早期に不該当となるケース】（改正前：図3）

65歳到達時には、妻の厚生年金期間が20年未満のため、妻は振替加算が加算された年金を受給します。この妻が、65歳以降も在職し実際の厚生年金の加入期間が20年となっても、退職時または70歳到達時まで年金額が改定されることがなかったため、65歳時点での老齢厚生年金（厚生年金期間20年未満）を受給中ということで振替加算が加算されていました。

（改正後：図4）

在職定時改定の導入により、妻の厚

生年金加入が20年以上となったあとに到来する10月分から、妻の厚生年金期間が「20年以上」に改定されます。これにより、振替加算は加算されなくなります（改正前よりも早期に振替加算が不該当となります）。

5. 在職定時改定によるその他の影響

在職老齢年金の支給停止額（年金額増額による停止額の変更）、在職を続ける遺族年金受給者の年金額（老齢厚生年金が増額する分、遺族厚生年金は減額となる）にも留意が必要です。また、在職中であっても繰下げ待機中の期間は当然ながら、在職定時改定が行われないなど、その他どのような影響が生じうるか、改正内容を確認しておく必要があります。